

＊あなたを支える3つの基礎年金＊

遺族基礎年金

年金を受けられる条件

- ①国民年金の加入者(もしくは加入をやめた後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいること)や老齢基礎年金の受給資格を満たしている人が亡くなったときに、その人に生計を維持されていた子のいる妻、または子が受けられます。
- ②死亡日の属する月の前々月までに加入すべき期間の3分の2以上保険料を納めていること(免除および学生特例期間を含む)あるいは、死亡日が平成28年3月31日以前の場合、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

年金を受けられる方 その方に扶養されていた子(18歳到達年度末までにある子・障がい者は20歳未満の子)のいる妻または子。

年金額(平成22年度)

- ・子のいる妻が受けるとき(子1人) 102万円
- ・子のみで受けるとき 79万2,100円

※子の人数に応じて加算額が変わります。

障害基礎年金

年金を受けられる条件

- ①初診日が国民年金の加入中(もしくは加入をやめた後、日本国内に住所を有し、60~64歳までに障がい者となったとき)
- ②障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日、または症状が固定した日)に一定の障がいの状態にあること
- ③初診日の属する月の前々月までの加入すべき期間の3分の2以上保険料を納めていること。(免除および学生特例期間を含む)あるいは、初診日が平成28年3月31日以前の場合は、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。なお、20歳前に病気やけがなどで障がい者となった方は、20歳になったときから受けられます。(本人の所得制限あり)

年金額(平成22年度)

- ・1級障害基礎年金 99万100円
- ・2級障害基礎年金 79万2,100円

※子がいる場合、人数に応じて加算額があります。

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、原則として25年以上の受給資格期間を満たしている方が、65歳になると受けられます。

受給資格期間 ①納付期間(第1号、第2号、第3号被保険者納付)、②免除・納付猶予または学生特例期間、③任意加入できる方が加入しなかった期間(カラ期間)などを合わせた期間です。ただし、納付猶予・学生特例期間およびカラ期間は年金額には反映されません。

年金額(平成22年度)

79万2,100円

繰り上げ支給や繰り下げ支給 早く年金を受けたい方、または遅く受けたい方は、希望により60歳から70歳までの間で請求ができます。ただし、65歳で請求した年金額を基準とし、64歳以前に受けると減額され、66歳以後に受けると増額されます。この増減率は、生涯変わりません。

※このほかにも制約があります。



第1号被保険者の 独自給付

◇付加年金

定額の保険料に月額400円の保険料を上乗せして納めると、基礎年金額に付加年金額が加算されます。

付加年金額(年額)

付加保険料納付月数×200円

◇寡婦年金

第1号被保険者として保険料納付期間(免除期間を含む)が25年以上ある夫が年金を受けずに亡くなつたとき、その妻(婚姻期間10年以上)に60歳から65歳になるまで支給されます。

年金額

金額(第1号被保険者期間分)

◇死亡一時金

第1号被保険者として保険料を

3年以上納めた方が年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金または寡婦年金の対象となる場合に支給されます。

支給額 12万円(保険料納付月数によつて、32万円となりま

